十四　地域振興費	人口	算式 $\frac{B \times 0.00077}{A}$ ［略］ ［４　略］ ５　密度補正Ⅲに用いる密度は次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\frac{(B \times 3{,}132 + C \times 137{,}894 + D \times 105) \diagup (471{,}000 \times A)}{}$ ［略］ D　市町村の森林環境譲与税の譲与の基準となる人口	算式 $\frac{B \times 0.00096}{A}$ ［同左］ ［４　同上］ ５　密度補正Ⅲに用いる密度は次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\frac{\{(B \times 1{,}212) \times 2 + (C \times 53{,}277) \times 2 + D \times 40 + E \times 40\} \diagup (401{,}000 \times A)}{}$ ［同左］ D　市町村の森林環境譲与税の９月譲与の基準となる人口 E　市町村の森林環境譲与税の３月譲与の基準となる人口
		［６　略］ ７　市町村の森林環境譲与税の譲与の基準となる人口（以下「市町村譲与基準人口」という。）は、森林環境税法第二十八条第一項及び森林環境税法施行規則第三条に規定する各市町村の人口とする。ただし、森林環境税法施行規則附則第五条第一項の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による人口とする。 ［削る］	［６　同上］ ７　市町村の森林環境譲与税の九月譲与の基準となる人口（以下「市町村九月譲与基準人口」という。）は、森林環境税法第二十八条第一項及び森林環境税法施行規則第三条に規定する各市町村の人口とする。ただし、森林環境税法施行規則附則第五条第一項の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による人口とする。 ８　市町村の森林環境譲与税の三月譲与の基準となる人口（以下「市町村三月譲与基準人口」という。）は、当該市町村の国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口とする。ただし、双葉郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村にあつては、同令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口に、当該市町村の令和二年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口を当該市町村の平成二十二年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た率を乗じて得た人口とする。
		１　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式によつて算定した数を当該市町村の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入	１　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式によつて算定した数を当該市町村の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入